

広報活動の基本方針

平成28年11月16日
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
広報委員会決定

1 基本理念

人々の信頼を獲得し、メディアや社会との相互理解、合意形成、そして継続的な信頼関係を築くことは、国民への説明責任を果たす意味でも、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」）の重要な責務である。この認識に基づいて、広報活動を行い、機構の存在意義や役割を明示し、教育、研究に関わるその活動、成果等について発信する。

2 制定の目的

本基本方針は、機構における広報活動を円滑に実施することにより、基本理念を実現するとともに、大学共同利用機関法人として、研究者コミュニティ及び大学等への貢献の強化を目指して、日々の広報活動の指針となるように定めるものである。

3 基本方針

(1) 基本的人権の尊重と法令遵守

広報活動は、基本的人権をはじめ、特に、個人情報保護、情報公開、著作権の尊重等について、国際規範、国内関係法令及び機構における規則等に基づいて行う。

(2) 真実性、正確性及び公平性

活動内容や研究成果等をわかりやすく伝えるよう努めるとともに、万一、誤りがあった時には速やかに訂正するなど、国内外を問わず、社会及び研究者コミュニティへの説明責任を果たすため、真実性、正確性及び公平性をもって広報活動を行う。

(3) 相互理解、合意形成及び信頼構築

プレスリリース、ウェブサイト、イベント及び各種印刷物による広報活動を継続的に行い、メディアや社会からの問い合わせに的確かつ迅速に対応する。また、これらに加え、社会との対話を促進する手段・媒体を積極的に活用する。

(4) 研究者コミュニティへの貢献

研究者コミュニティ及び大学等の研究力強化に資するよう、機構本部、研究所及び施設は有機的に連携して広報活動に取り組む。